

平成21年度長寿・子育て・ 障害者基金事業助成金 (特別分) 募集要領

1. 助成金の目的

民間の創意工夫を活かした自発的な事業(獨創性)又は先駆的なモデル事業(先駆性)であつて、全国あるいは同様の地域への普及の可能性のあるもの(普遍性)に対し助成を行い、高齢者、障害者の在宅福祉等の推進及び社会参加の促進、子育て支援、障害者スポーツの振興を図ることを目的とします。

2. 助成対象事業

別紙1(9~10ページ)のとおり

なお、次に掲げるものは対象としません。

- ①国又は地方公共団体の補助制度が設けられている事業
- ②設備整備又は備品購入のみの事業
- ③営利を目的とする事業
- ④純粹に学問的な調査研究事業
- ⑤(財)長寿社会開発センターが行う助成の対象となる高齢者の生きがい・健康づくり関連事業
- ⑥(財)テクノエイド協会が行う助成の対象となる福祉用具の研究開発及び普及に関する事業
- ⑦事業の主たる部分を実質的に行わず外部委託する(総事業費における外部委託額の割合が50%以上)事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分(総事業費に占める交付資金の割合が50%以上)を占める事業(ただし、当機構が別に定める場

合を除く。)

⑧自ら主催実施しない事業

3. 助成対象事業者

社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人又は団体(国、地方公共団体及び一般分助成の対象となる全国規模の法人又は団体を除く。)であつて応募時点で法人又は団体が設立されており、助成事業の実施体制が整っている法人又は団体とします。

・社会福祉法人

・民法第34条の規定に基づき設立された法人

・特定非営利活動法人

・地方公共団体等の出資によつて設立、運営される法人又は団体

・その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人又は団体

4. 助成対象経費

別紙1(9~10ページ)の事業を実施するために真に必要な経費とします。

(別紙2参照(当機構ホームページをご覧ください。))ただし、次に掲げる経費は対象としません。

- ①不動産購入経費
- ②施設整備経費
- ③法人又は団体の運営経費(職員給与、役員への報酬、家賃、光熱水費等)
- ④事業内容に照らして不適切又は著しく高額である物品の購入経費
- ⑤福祉車両等の購入経費
- ⑥介護保険又は自立支援給付の各サービスと重複する経費
- ⑦海外渡航旅費(当機構が特に必要と認める場合を除く。)

5. 助成額

事業内容を勘案して定めることとしますが、1事業年度の助成額は500万円を限度とします。

6. 助成対象となる事業の実施期間

平成21年4月1日以降に開始し、平成22年3月31日までに完了する事業とします。

ただし、実施に2か年を要する事業、又は、事業を2か年継続することで効果や成果が発揮される事業(以下「複数年助成」という。)については、次の①及び②の両方の条件を満たすものに限り、若干数を募集します。

①各基金の重点助成分野に該当する事業

②法人設立後、2年以上の活動実績のある特定非営利活動法人、社会福祉法人、民法第34条の規定に基づき設立された法人が実施する事業

7. 応募方法等

(1) 応募期間

平成20年9月1日から平成20年10月31日まで(当日消印有効)です。

(2) 応募手続き等

・助成を受けようとする法人又は団体は、助成金交付要望書(以下「要望書」という。)に必要書類を添付して、独立行政法人福祉医療機構基金事業部振興課へ提出願います。

なお、書類に不備がある場合には受け付けられません。

(必要書類)

- ・定款、運営規約等
- ・その他機構が求めた書類
- ・要望書の様式は、当機構基金事業部振興課あてに請求があり次第送付します

が、当機構のホームページ(<http://www.wam.go.jp/wam/>)からダウンロードして使用いただくこともできます。

・要望書の様式は、当機構の長寿・子育て・障害者基金事業のホームページに設けた「特別分の電子申請(基金事業電子申請システム)」から入力することもできます(複数年助成は除く。)(<http://www.wam.go.jp/wam/youmu/kinjyou/index.html>)

・特別分、地方分及び基金の種類を問わず、応募は1団体1事業とします。

・提出いただいた要望書及び添付書類については、返却できませんのでご了承願います。

(3) 応募に必要な要件

①助成金交付要望書の記載について
・要望書は、記載要領に従つて記載すること。

・事業の必要性及び目的については、事前に事業の必要性及び事業計画について十分検討した上で、明確かつ具体的に記載すること。

また、事業達成目標を明確にするため、事業の対象人員や実施回数等をできる限り織り込むこと。

・予算は、事業の内容や実行計画を反映したものとすること。

②事業効果の普及、事業の継続性について

・選定に当たつて考慮するので、事業効果の確認(参加者へのアンケート等)を行う予定がある場合は、その旨を具体的に記載すること。

・助成終了後における事業継続に関する

計画及び意向についても具体的に記載すること。

・事業の実施に当たっては、将来大きく実を結ぶ可能性（シーズ効果）あるいは社会的波及効果を高めるよう、報告書を作成するなど事業成果を的確に取りまとめるとともに関係する団体・機関等に対し情報提供すること。

(4) 応募に当たっての留意事項
要望書の提出に当たっては、次の点に十分に留意願います。

・事業の成果を活用した研修会や講習会等を実施し、事業成果を広く普及することが望ましい。
・事業計画の検討に当たっては、高齢者、障害者、児童及びその家族などの利益を重視した取り組みであることが望ましい。
・事業計画の検討に当たっては、団体の実施体制に見合った内容とし、必要に応じ、関係機関、関係職種等様々な地域資源との連携やその活用を図った事業とすることが望ましい。

8. 選定方法及びその結果

(1) 選定は、当機構が設置する外部有識者からなる審査機関（基金事業審査・評価委員会審査部会）において、平成21年度助成事業に関する選定方針を策定し、その審議を経たうえで決定します。

(2) 選定結果については、平成21年4月上旬を目途に文書をもって、その採否をお知らせします。

審査の結果、複数年助成については、単年度事業として選定する場合があります。

なお、採択した事業については、平成21年4月下旬までに当機構のホームページ等においても公開します。

(3) 同一事業について、他の助成機関等から助成が決定した場合は、当機構の助成金を辞退していただく場合があります。

(4) 審査内容に関するお問い合わせ等にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

9. 事業評価

助成事業終了後は、事業の自己評価書を提出いただくとともに、当機構が実施する助成事業の事後評価に協力いただくこととなります。

10. 情報公開

提出いただいた書類は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。

11. 個人情報の取扱い

助成に対する応募に関するデータについては、長寿・子育て・障害者基金業務及びこれに付帯する業務並びに以下の業務の実施に必要な範囲内で適正に利用いたします。

・基金助成事業の募集案内、広報誌、セミナー等の情報並びに事後評価報告書、自己評価書、フォローアップ調査票及びアンケート調査票の送付

・国等の公的機関からの照会並びに広報誌、事後評価報告書等及びホームページ上での公表

・基金助成事業における調査及び分析並びに助成事業及びサービスに関する研究及び開発

12. 問合せ先及び送付先

〒105-8486

東京都港区虎ノ門4丁目3番13号

神谷町セントラルプレイス9階

独立行政法人 福祉医療機構

基金事業部振興課

電話 03-3438-9946

平日月曜～金曜AM9:00～

PM6:00(土日祝祭日含まず)

FAX 03-3438-0218

ホームページ

<http://www.wam.go.jp/wam/>

別紙1

1. 助成対象事業について

この助成金の交付の対象は、国内の社会福祉を振興するための事業であって、独創性又は先駆性があり、普遍性がある事業のうち、次に掲げるテーマに関連する事業とします。

なお、各テーマのうち※印の事業については、重点助成分野として位置づけ、優先的に採択します。

長寿社会福祉基金

テーマ①「在宅福祉事業等に従事するマナーの養成・研修に関すること」

社会福祉事業従事者に対する研修会講師の育成、より専門性の高い研修等の事業を支援し、社会福祉従事者の知識・技術の向上を図る。

テーマ②「高齢者・障害者の日常生活環境の向上に対する支援に関すること」

その他

高齢者や障害者の日常生活環境の向上に関する事業を支援し、在宅での生活の質の向上を図る。

※孤独死防止対策に関する事業

テーマ③「認知症高齢者及び在宅で介護にあつている家族への支援に関すること」

認知症高齢者に対する相談事業、在宅介護者に対する専門的知識・技術の提供等を支援し、認知症高齢者及び家族への支援の充実に図る。

※認知症等の高齢者を介護する家族の負担軽減に関する事業

テーマ④「その他高齢者・障害者の在宅福祉事業等の支援に関すること」

ボランティア等が行う活動、在宅福祉の推進に関する調査研究及び障害者の生きがい・健康づくり事業その他の在宅福祉事業等を支援し、在宅福祉の推進を図る。

※団塊の世代等による地域のコミュニティの再生に関する事業

高齢者・障害者福祉基金

テーマ①「地域の福祉・介護のネットワークの形成に関すること」

情報機器の活用等により、地域の物的・人的資源の連携に寄与する事業、福祉関連情報の集積・発信を行う事業等を支援し、在宅福祉及び介護基盤等の有機的連携の推進を図る。

※福祉介護サービス従事者の人材確保・職場定着・離職防止に関する事業

テーマ②「緊急に充実を図る必要のある高齢者、障害者在宅福祉の推進に関すること」

重複障害、難病に起因する障害など一般的な在宅福祉対策で対応困難な分野や従来の施策等の谷間にあつて十分な在宅福祉の推進が図られていない分野等について、よりきめ細かい支援を行い在宅福祉の充実を図る。

※医療的ケアが必要な障害児・者の家族の支援に関する事業

※高齢者の介護予防の支援に関する事業
※自治会・町内会、ボランティア等の地域住民による地域福祉活動活性化事業

(例えば、商店街の空き店舗を活用した、高齢者や子育て中の親子同士の交流を図る事業、町内会による高齢者・障害者の見回り事業 など)

※障害者の権利擁護普及促進事業

(例えば、障害者の「人権」「尊厳」「自律」等への意識を高める職業倫理に関する活動、普及啓発への取組み など) なお、障害者の情報保障として、点字、手話、要約筆記等のコミュニケーションを支援するための事業を含む)

テーマ③「高齢者、障害者の社会参加の促進に関すること」

障害者や心身の機能が低下した高齢者の自己実現・自己表現を図るための活動を支援するとともに、これらの活動を行いやすい環境を整えるための活動を支援し、社会参加の促進を図る。

※障害者の自立生活・就労の支援に関する事業

テーマ④「民間非営利団体等による地域の福祉・介護活動に関すること」

介護保険制度の改革や障害保健福祉施策の改革等を踏まえ、民間非営利団体等が地域で実施する事業について、活動が軌道に乗せるための支援を行い、地域における多様な主体が参加した在宅福祉基盤の充実を図る。

※介護保険における小規模多機能居宅介護など地域密着型サービスの普及・促進を図るための事業

(例えば、小規模多機能居宅介護の普及促進事業、認知症対応型通所介護(デイサービス)の普及促進事業、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の普及促進事業 など)

子育て支援基金

テーマ①「地域や家庭における子育て支援事業に関すること」

地域の保育資源の連携、保護者などの子育て当事者による活動・孤立化防止、乳幼児・障害児・慢性疾患児等を抱える家庭、妊産婦等に対する支援、食育の推進等による民間団体の子育て支援事業の促進を図る。

※子育て支援のネットワークづくりに関する事業

※子どもとすべての安全、安心な地域環境づくり活動に関する事業

※障害児のきょうだい(兄弟姉妹)支援に関する事業

※妊娠出産期の支援に関する事業
(例えば、親となることへの不安や悩みを抱える者のストレスを軽減するための事業 など)

テーマ②「青少年の非行防止・健全育成に関する事業」

事業に関すること

非行やいじめ、薬物乱用等に対する相談及び性に関する不安や悩み等思春期に特有の身体的・精神的問題に対する相談、地域実践活動、子どもの居場所を提供するなどの地域健全育成活動等を通じて、次代を担う子どもへの健全育成と非行防止を図る。また、引きこもりや不登校の児童対策事業の推進を図る。

テーマ③「児童虐待防止対策など要保護児童対策等事業に関すること」

児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応のほか、児童の保護・自立支援に関する調査研究や広報啓発等の事業など要保護児童対策の推進を図る。

※児童虐待・DV・いじめ等により保護・支援が必要な子ども・家庭の支援強化事業

テーマ④「ひとり親家庭等自立支援事業に関すること」

ひとり親家庭等の自立のため各種相談支援や就労支援の促進を図る。
※母子家庭の就業支援及び養育費の確保に関する事業

障害者スポーツ支援基金

テーマ①「障害者スポーツの育成・強化事業に関すること」

障害者の競技スポーツの育成・強化を図るため、選手の競技力向上、各種競技大会の開催や参加の促進、競技団体の育成等の推進を図る。
※国際大会における選手の育成・強化に関する事業

テーマ②「障害者の競技スポーツに係る競技用具の研究開発・改良等に関すること」

障害者の競技スポーツの競技力向上のため、競技用具の研究開発・改良及び調査研究に関する事業の推進を図る。

テーマ③「障害者スポーツに対する意識の高揚に関すること」

障害者スポーツに対する国民の意識の高揚を図るための普及・啓発、情報提供等に関する事業の推進を図る。

テーマ④「地域におけるスポーツを通じた障害者の社会参加の推進に関すること」

障害者がスポーツを通じて社会参加する機会を確保するため、地域の障害者スポーツ大会や重度障害者のためのスポーツ大会等の推進を図る。

2. 分野横断的な取組みについて

多様な福祉ニーズにできる限り対応するため、保健医療との連携を進めるなど分野横断的な取組みを行う事業や、事業の対象者を基金の別や制度の別にとらわれず幅広くとらえて取り組む事業など、新しい発想に基づく従来の枠を超えた活動について積極的に対象とします。

平成21年度 長寿・子育て・障害者基金事業助成金 (地方分) 募集要領

1. 助成金の目的
地域で活動するボランティア団体等民

間の地域の実情に即したきめ細かな事業に対し助成を行い、高齢者、障害者の在宅福祉等の推進及び社会参加の促進、子育て支援、障害者スポーツの振興を図ることを目的とします。

2. 助成対象事業

別紙1（12～13ページ）のとおり

なお、次に掲げるものは対象としません。

- ①国又は地方公共団体の補助制度が設けられている事業
- ②従来、事業をそのまま行う事業
- ③営利を目的とする事業
- ④調査研究が主である事業
- ⑤財長寿社会開発センターが行う助成の対象となる高齢者の生きがい・健康づくり関連事業
- ⑥財テクノエイド協会が行う助成の対象となる福祉用具の研究開発及び普及に関する事業
- ⑦事業の主たる部分を実質的に行わず外部委託する（総事業費における外部委託額の割合が50%以上）事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分（総事業費に占める交付資金の割合が50%以上）を占める事業（ただし、当機構が別に定める場合を除く。）
- ⑧自ら主催実施しない事業

3. 助成対象事業者

社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人又は団体（国、地方公共団体及び一般分助成の対象となる全国規模の法人又は団体を除く。）であつて応募時点で法人又は団体が設立されており、助成事業の実施体制が整っている法人又は団体と

します。

- ・ 社会福祉法人
- ・ 民法第34条の規定に基づき設立された法人
- ・ 特定非営利活動法人
- ・ 地方公共団体等の出資によつて設立運営される法人又は団体
- ・ その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人又は団体

4. 助成対象経費

別紙1（12～13ページ）の事業を実施するために真に必要な経費とします。（別紙2参照（当機構ホームページをご覧ください。））

ただし、次に掲げる経費は対象としません。

- ①土地取得経費
- ②法人又は団体の運営経費（職員給与、役員への報酬、家賃、光熱水費等）
- ③事業内容に照らして不適切又は著しく高額である物品の購入経費
- ④福祉車両等の購入に伴う税金・保険料等の諸経費
- ⑤介護保険又は自立支援給付の各サービスと重複する経費
- ⑥海外渡航旅費（当機構が特に必要と認める場合を除く。）

5. 助成額

事業内容を勘案して定めることとしますが、1事業年度の助成額は200万円を限度とします。

6. 助成対象となる事業の実施期間

平成21年4月1日以降に開始し、平成22年3月31日までに完了する事業とします。

ただし、実施に2か年を要する事業、

又は、事業を2か年継続することで効果や成果が発揮される事業（以下「複数年助成」という。）については、若干数を募集します。

7. 応募方法等

(1) 応募期間

平成20年9月1日から平成20年10月31日まで（当日消印有効）です。

(2) 応募手続き等

助成を受けようとする法人又は団体は、助成金交付要望書（以下「要望書」という。）に必要書類を添付して、助成事業を実施する地域の都道府県又は政令指定都市の社会福祉協議会へ提出願います。

なお、書類に不備がある場合には受け付けられません。

(必要書類)

- ・ 定款、運営規約等
- ・ その他機構が求めた書類
- ・ 要望書の様式は、都道府県又は政令指定都市の社会福祉協議会において配布しますが、当機構のホームページ（<http://www.wan.go.jp/wan/>）からダウンロードして使用いただくこともできます。
- ・ 特別分、地方分及び基金の種類を問わず、応募は1団体1事業とします。
- ・ なお、平成20年度「地方分」助成を受けた団体は、応募はできません。
- ・ 提出いただいた要望書及び添付書類については、返却できませんのでご了承ください。

(3) 応募に必要な要件

①助成金交付要望書の記載について
・ 要望書は、記載要領に従って記載する

こと。
・ 事業の必要性及び目的については、事前に事業の必要性及び事業計画について十分検討した上で、明確かつ具体的に記載すること。

また、事業達成目標を明確にするため、事業の対象人員や実施回数等をできる限り織り込むこと。

・ 予算は、事業の内容や実行計画を反映したものとする。

②事業効果の普及、事業の継続性について

・ 選定に当たって考慮するので、事業効果の確認（参加者へのアンケート等）を行う予定がある場合は、その旨を具体的に記載すること。

・ 助成終了後における事業継続に関する計画及び意向についても具体的に記載すること。

・ 物品購入又は施設整備に関する事業にあつては、その物品又は施設の継続的な活用方法について具体的に記載すること。

また、記載にあたっては、物品等の対象人員数や利用頻度等を必ず記載すること。

・ 助成事業の実施期間に見合った適正な事業内容であるとともに、事業内容が複数にわたる場合は、相互に連携する事業であり、相乗効果のある事業であること。

(4) 応募に当たっての留意事項

要望書の提出に当たっては、次の点に十分に留意願います。

・ 事業計画の検討に当たっては、高齢者障害者、児童及びその家族などの利益を重

視した取り組みであることが望ましい。
・事業計画の検討に当たっては、団体の実施体制に見合った内容とし、必要に応じ、関係機関、関係職種等様々な地域資源との連携やその活用を図った事業とすることが望ましい。

8. 選定方法及びその結果

(1) 選定は、都道府県又は政令指定都市の社会福祉協議会が推薦審査委員会の審議に基づき推薦する事業について、当機構が設置する外部有識者からなる審査機関（基金事業審査・評価委員会審査部会）において、平成21年度助成事業に関する選定方針を策定し、その審議を経たうえで決定します。

(2) 選定結果については、平成21年4月上旬を目途に文書をもって、その採否をお知らせします。

審査の結果、複数年助成については、単年度事業として選定する場合があります。

なお、採択した事業については、平成21年4月下旬までに当機構のホームページ等においても公開します。

(3) 同一事業について、他の助成機関等から助成が決定した場合は、当機構の助成金を辞退していただく場合があります。

(4) 審査内容に関するお問い合わせ等にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

なお、都道府県又は政令指定都市の社会福祉協議会における推薦審査委員会についても、当該社会福祉協議会において、別の定めがない限り、同様の取扱いとします。

9. 事業評価

助成事業終了後は、事業の自己評価書を提出いただくとともに、当機構が実施する助成事業の事後評価に協力いただくこととなります。

10. 情報公開

提出いただいた書類は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。

11. 個人情報取扱

助成に対する応募に関するデータについては、長寿・子育て・障害者基金業務及びこれに付帯する業務並びに以下の業務の実施に必要な範囲内で適正に利用いたします。

・基金助成事業の募集案内、広報誌、セミナー等の情報並びに事後評価報告書、自己評価書、フォローアップ調査票及びアンケート調査票の送付

・国等の公的機関からの照会並びに広報誌、事後評価報告書及びホームページ上での公表

・基金助成事業における調査及び分析並びに助成事業及びサービスに関する研究及び開発

12. 問合せ先及び送付先

助成事業を実施する場所の都道府県・政令指定都市の社会福祉協議会が窓口となります。

別添の「都道府県・政令指定都市社会福祉協議会一覧表」を参考にお問い合わせください。

別紙1

1. 助成対象事業について

この助成金の交付の対象は、国内の社

会福祉を振興するための事業であって、サービスの内容、ニーズの高さ等地域の実情に照らし、事業の実施が必要と認められ、新たな展開を伴い、継続性が期待できる事業のうち、次に掲げるテーマに関連する事業とします。

の支援に関する事業
※高齢者の介護予防の支援に関する事業
※自治会・町内会、ボランティア等の地域住民による地域福祉活動活性化事業
（例えば、商店街の空き店舗を活用した、高齢者や子育て中の親子同士の交流を図る事業、町内会による高齢者・障害者の見回り事業 など）
※障害者の権利擁護普及促進事業
（例えば、障害者の「人権」「尊厳」「自律」等への意識を高める職業倫理に関する活動、普及啓発への取組み など）
なお、障害者の情報保障として、点字、手話、要約筆記等のコミュニケーションを支援するための事業を含む）

高齢者・障害者福祉基金

テーマ①「地域の福祉・介護のネットワークの形成に関すること」

情報機器の活用等により、地域の物的・人的資源の連携に寄与する事業、福祉関連情報の集積・発信を行う事業等を支援し、在宅福祉及び介護基盤等の有機的連携の推進を図る。

※団塊の世代等による地域のコミュニティの再生に関する事業

※福祉・介護サービス従事者の人材確保・職場定着・離職防止に関する事業

テーマ②「緊急に充実を図る必要のある高齢者、障害者在宅福祉の推進に関すること」

重複障害、難病に起因する障害など一般的な在宅福祉対策で対応困難な分野や従来の施策等の谷間にあつて十分な在宅福祉の推進が図られていない分野等について、よりきめ細かい支援を行い在宅福祉の充実を図る。

※孤独死防止対策に関する事業
※認知症等の高齢者を介護する家族の負担軽減に関する事業
※医療的ケアが必要な障害児・者の家族

の支援に関する事業
※高齢者の介護予防の支援に関する事業
※自治会・町内会、ボランティア等の地域住民による地域福祉活動活性化事業
（例えば、商店街の空き店舗を活用した、高齢者や子育て中の親子同士の交流を図る事業、町内会による高齢者・障害者の見回り事業 など）
※障害者の権利擁護普及促進事業
（例えば、障害者の「人権」「尊厳」「自律」等への意識を高める職業倫理に関する活動、普及啓発への取組み など）
なお、障害者の情報保障として、点字、手話、要約筆記等のコミュニケーションを支援するための事業を含む）

テーマ③「高齢者、障害者の社会参加の促進に関すること」

障害者や心身の機能が低下した高齢者の自己実現・自己表現を図るための活動を支援するとともに、これらの活動を行いやすい環境を整えるための活動を支援し、社会参加の促進を図る。

※障害者の自立生活・就労の支援に関する事業

テーマ④「民間非営利団体等による地域の福祉・介護活動に関すること」

介護保険制度の改革や障害保健福祉施策の改革等を踏まえ、民間非営利団体等が地域で実施する事業について、活動を軌道に乗せるための支援を行い、地域における多様な主体が参加した在宅福祉基盤の充実を図る。

※介護保険における小規模多機能居宅介護など地域密着型サービスの普及・促進を図るための事業

(例えば、小規模多機能居宅介護の普及促進事業、認知症対応型通所介護(デイサービス)の普及促進事業、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の普及促進事業 など)

子育て支援基金

テーマ①「地域や家庭における子育て支援事業に関すること」

地域の保育資源の連携、保護者などの子育て当事者による活動・孤立化防止、乳幼児・障害児・慢性疾患児等を抱える家庭、妊産婦等に対する支援、食育の推進等による民間団体の子育て支援事業の促進を図る。

※子育て支援のネットワークづくりに関する事業

※子どもにとっての安全、安心な地域環境づくり活動に関する事業

※障害児のきょうだい(兄弟姉妹)支援に関する事業

※妊娠出産期の支援に関する事業

(例えば、親となることへの不安や悩みを抱える者のストレスを軽減するための事業 など)

テーマ②「青少年の非行防止・健全育成事業に関すること」

非行やいじめ、薬物乱用等に対する相談及び性に関する不安や悩み等思春期に特有の身体的・精神的問題に対する相談、地域実践活動、子どもの居場所を提供するなどの地域健全育成活動等を通じて、次代を担う子どもの健全育成と非行防止を図る。また、引きこもりや不登校の児童対策事業の推進を図る。

テーマ③「児童虐待防止対策など要保護児童対策等事業に関すること」

児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応のほか、児童の保護・自立支援に関する調査研究や広報啓発等の事業など要保護児童対策の推進を図る。

※児童虐待・DV・いじめ等により保護・支援が必要な子ども・家庭の支援強化事業

テーマ④「ひとり親家庭等自立支援事業に関すること」

ひとり親家庭等の自立のため各種相談支援や就労支援の促進を図る。
※母子家庭の就業支援及び養育費の確保に関する事業

障害者スポーツ支援基金

テーマ①「障害者スポーツの育成・強化事業に関すること」

障害者の競技スポーツの育成・強化を図るため、選手の競技力向上、各種競技大会の開催や参加の促進、競技団体の育成等の推進を図る。
※国際大会における選手の育成・強化に関する事業

テーマ②「障害者スポーツに対する意識の高揚に関すること」

障害者スポーツに対する国民の意識の高揚を図るための普及・啓発、情報提供等に関する事業の推進を図る。

テーマ③「地域におけるスポーツを通じた障害者の社会参加の推進に関すること」

障害者がスポーツを通じて社会参加する

る機会を確保するため、地域の障害者スポーツ大会や重度障害者のためのスポーツ大会等の推進を図る。

2. 分野横断的な取組みについて

多様な福祉ニーズにできる限り対応するため、保健医療との連携を進めるなど分野横断的な取組みを行う事業や、事業の対象者を基金の別や制度の別にとらわれず幅広くとらえて取り組む事業など、新しい発想に基づく従来の枠を超えた活動について積極的に対象とします。

平成21年度長寿・子育て・障害者基金事業助成金(地方分モデル事業)募集要領

1. 助成金の目的

基金助成事業において過去に助成した事業のうち特に優れた事業で、さらに発展させることが望まれる事業をモデルとなる事業として抽出し、積極的に全国に助成を通じて普及することを目的とします。

2. 助成対象事業

高齢者・障害者福祉基金

テーマ①「地域の福祉・介護のネットワークの形成に関すること」のうち、

・団塊世代等による孤立した高齢者への支援事業

子育て支援基金

テーマ①「地域や家庭における子育て支援事業に関すること」のうち、

・父親の子育て活動促進・ネットワーク事業

以上の2事業をモデル事業として対象とします。

なお、次に掲げるものは対象としません。

①国又は地方公共団体の補助制度が設けられている事業

②従来の事業をそのまま行う事業

③営利を目的とする事業

④純粹に学問的な調査研究事業

⑤(財)長寿社会開発センターが行う助成の対象となる高齢者の生きがい・健康づくり関連事業

⑥(財)テクノエイド協会が行う助成の対象となる福祉用具の研究開発及び普及に関する事業

⑦事業の主たる部分を実質的に行わず外部委託する(総事業費における外部委託額の割合が50%以上)事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分(総事業費に占める交付資金の額の割合が50%以上)を占める事業(ただし、当機構が別に定める場合を除く。)

⑧自ら主催実施しない事業

3. 助成対象事業者

社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人又は団体(国、地方公共団体及び一般助成の対象となる全国規模の法人又は団体を除く。)であつて応募時点で法人又は団体が設立されており、助成事業

の実施体制が整っている法人又は団体とします。

- ・社会福祉法人
- ・民法第34条の規定に基づき設立された法人
- ・特定非営利活動法人

- ・地方公共団体等の出資によって設立、運営される法人又は団体

- ・その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人又は団体

4. 助成対象経費

原則、平成21年度助成金募集にあたり、別添要望書参考例（基本計画）で示した経費とし、計上した費目については、別紙「助成対象経費の例」の適用を受けるものとします。

ただし、次に掲げる経費は対象としません。

- ①土地取得経費
- ②法人又は団体の運営経費（職員給与、役員への報酬、家賃、光熱水費等）
- ③事業内容に照らして不適切又は著しく高額である物品の購入経費
- ④福祉車両等の購入に伴う税金・保険料等の諸経費
- ⑤介護保険又は自立支援給付の各サービスと重複する経費
- ⑥海外渡航旅費（当機構が特に必要と認められる場合を除く。）

5. 助成額

事業内容を勘案して定めることとしますが、1事業年度の助成額は200万円を限度とします。

6. 助成対象となる事業の実施期間

平成21年4月1日以降に開始し、平成22年3月31日までに完了する事業とします。

7. 応募方法等

(1) 応募期間

平成20年9月1日から平成20年10月31日まで（当日消印有効）です。

(2) 応募手続き等

・助成を受けようとする法人又は団体は、助成金交付要望書（以下「要望書」という。）に必要書類を添付して、助成事業を実施する地域の都道府県又は政令指定都市の社会福祉協議会へ提出願います。

なお、書類に不備がある場合には受け付けられません。

(必要書類)

- ・定款、運営規約等
 - ・その他機構が求めた書類
 - ・要望書の様式は、都道府県又は政令指定都市の社会福祉協議会において配布しますが、当機構のホームページ（<http://www.wam.go.jp/wam/>）からダウンロードして使用いただくこともできます。
 - ・特別分、地方分及び基金の種類を問わず、応募は1団体1事業とします。
- なお、平成20年度「地方分」助成を受けた団体は応募できません。
- 提出いただいた要望書及び添付書類については、返却できませんのでご了承ください。

(3) 応募に必要な要件

①平成21年度助成金交付要望書の記載について

・事業計画書及び要望額調査は、事前に事業の必要性及び事業計画について十分検討した上で、別添要望書参考例（基本計画）をもとに、予算並びに地域の

実情等を勘案し、応募団体の実施態勢等に合わせ、作成すること。

また、事業達成目標を明確にするため、事業の対象人員や実施回数等をできる限り織り込むこと。

②事業効果の普及、事業の継続性について

・助成終了後における事業継続に関する計画及び意向についても具体的に記載すること。

・助成事業の実施期間に見合った適正な事業内容であること。

8. 選定方法及びその結果

(1) 選定は、都道府県又は政令指定都市

の社会福祉協議会が推薦審査委員会の審議に基づき推薦する事業について、当機構が設置する外部有識者からなる審査機関（基金事業審査・評価委員会審査部会）において、平成21年度助成事業に関する選定方針を策定し、その審議を経た上で決定します。

(2) 選定結果については、平成21年4月

上旬を目途に文書をもって、その採否をお知らせします。

なお、採択した事業については、平成21年4月下旬までに当機構のホームページ等においても公開します。

(3) 同一事業については、他の助成機関等

から助成が決定した場合は、当機構の助成金を辞退していただく場合があります。

(4) 審査内容に関するお問い合わせ等には

お答えできませんので、あらかじめご了承ください。

なお、都道府県又は政令指定都市の社会福祉協議会における推薦審査委員

会についても、当該社会福祉協議会において、別の定めがない限り、同様の取扱いとします。

9. 事業評価

助成事業終了後は、事業の自己評価書を提出いただくとともに、当機構が実施する助成事業の事後評価に協力いただくこととなります。

10. 情報公開

提出いただいた書類は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。

11. 個人情報取扱

助成に対する応募に関するデータについては、長寿・子育て・障害者基金業務及びこれに付帯する業務並びに以下の業務の実施に必要な範囲内で適正に利用いたします。

- ・基金助成事業の募集案内、広報誌、セミナー等の情報並びに事後評価報告書、自己評価書、フォローアップ調査票及びアンケート調査票の送付
- ・国等の公的機関からの照会並びに広報誌、事後評価報告書等及びホームページ上での公表
- ・基金助成事業における調査及び分析並びに助成事業及びサービスに関する研究及び開発

12. 問合せ先及び送付先

助成事業を実施する場所の都道府県・政令指定都市の社会福祉協議会が窓口となります。

別添の「都道府県・政令指定都市社会福祉協議会一覧表」を参考にお問い合わせください。

交付要望書の応募方法等について

申し込みにあたっては、下記要領をよくご覧のうえ、交付要望書と必要添付書類を作成し、ご送付ください。交付要望書様式の請求先、送付先は以下のとおりです。

1. 応募方法

(1) 「特別分助成」

- ①助成を受けようとする法人又は団体は、助成金交付要望書（以下「要望書」という。）に必要書類を添付して、独立行政法人福祉医療機構基金事業部振興課へ提出願います。
- ②要望書の様式については、当機構基金事業部振興課にて請求があり次第送付しますが、当機構のホームページ（<http://www.wam.go.jp/wam/>）からもダウンロードして使用していただくこともできます。
- ③要望書は、当機構の長寿・子育て・障害者基金事業のホームページに設けた「特別分の電子申請（基金事業電子申請システム）」から入力することもできます（複数年助成を除く。）。
- ④特別分、地方分及び基金の種類を問わず、応募は1団体1事業とします。
- ⑤提出いただいた要望書及び添付書類については、返却できませんのでご了承ください。

(2) 「地方分助成」・「地方分モデル事業助成」

- ①助成を受けようとする法人又は団体は、要望書に必要書類を添付して、助成事業を実施する地域の都道府県又は政令指定都市の社会福祉協議会へ提出願います。
- ②要望書の様式は、都道府県又は政令指定都市の社会福祉協議会において配布しますが、当機構のホームページ（<http://www.wam.go.jp/wam/>）からダウンロードして使用いただくこともできます。
- ③特別分、地方分及び基金の種類を問わず、応募は1団体1事業とします。
なお、平成20年度「地方分」助成を受けた団体は、応募できません。
- ④提出いただいた要望書及び添付書類については、返却できませんのでご了承ください。

2. 選定方法及びその結果

(1) 「特別分助成」

選定は、当機構が設置する外部有識者からなる審査機関（基金事業審査・評価委員会審査部会）において、平成21年度助成事業に関する選定方針を策定し、その審議を経た上で決定します。審査の結果、複数年助成については、単年度事業として選定する場合があります。選定結果については、平成21年4月上旬を目途に文書をもって、その採否をお知らせします。なお、採択した事業については、平成21年4月下旬までに当機構のホームページ等においても公開します。

(2) 「地方分助成」・「地方分モデル事業助成」

選定は、都道府県又は政令指定都市の社会福祉協議会が推薦審査委員会の審議に基づき推薦する事業について、当機構が設置する外部有識者からなる審査機関（基金事業審査・評価委員会審査部会）において、平成21年度助成事業に関する選定方針を策定し、その審議を経た上で決定します。選定結果については、平成21年4月上旬を目途に文書をもって、その採否をお知らせします。審査の結果、複数年助成については、単年度事業として選定する場合があります。なお、採択した事業については、平成21年4月下旬までに当機構のホームページ等においても公開します。

3. 問合わせ先及び送付先

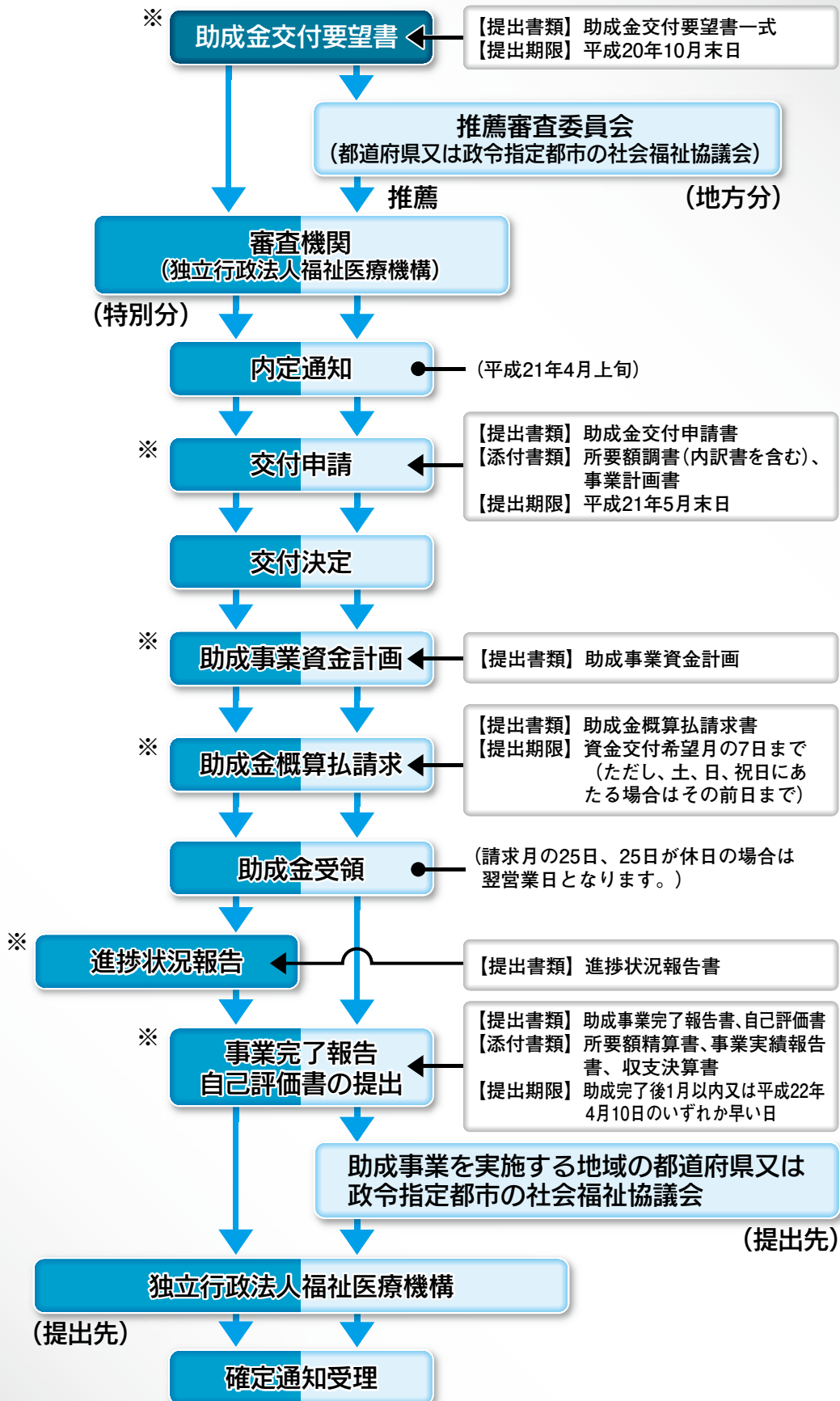
(1) 「特別分助成」

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 神谷町セントラルプレイス9階
独立行政法人福祉医療機構 基金事業部 振興課
Tel 03-3438-9946 Fax 03-3438-0218

(2) 「地方分助成」・「地方分モデル事業助成」

助成事業を実施する場所の都道府県又は政令指定都市の社会福祉協議会

「特別分」・「地方分」助成の事務の流れ及び提出書類



※は、事業実施団体が所定の様式により書類を作成する必要があるものです。

長寿・子育て・障害者基金助成金「特別分」・「地方分」の交付要望書の記載について

申し込みにあたっては、募集要領をよくご覧のうえ、交付要望書と必要添付書類を作成、送付してください。次ページ以降に「特別分」及び「地方分」の助成事業「交付要望書記載例」の一部を掲載いたしましたので、参考にしてください。交付要望書様式の請求先、送付先は15ページに記載しておりますのでご参照ください。

《留意点》

交付要望書の作成後、以下の項目をチェックしてみてください。募集要領に該当しない事業や添付書類がない、記載がない場合など基本的事項が欠けている場合はお返しすることがあります。

- 申請の助成事業が募集要領に合致し、問題がないか。(事業内容、対象経費、年度内に事業が完了するかなど)
- 過去の事業の継続又は補完的な事業ではないか。
- 事業は既に始めているか。
- 申請の助成事業が補助制度の対象になっていないか。
- 事業計画が明確で、実施方法が適切かつ無理がなく、成果が期待できるものであるか。
- 事業内容、対象経費などが明確で実施計画と積算内容が一致しているか。
- 事業経費の積算に無駄がなく、講師、委員等の単価、費用は適切か。対象外の経費はないか。

応募書類

- 助成金交付要望書
- 役員名簿
- 団体概況書
- 助成事業年間スケジュール表
- 事業計画書
- 助成事業の担当者一覧
- 要望額調書
- 高額備品購入理由書
- 代表者略歴

必要添付書類

- 定款、運営規約等
- その他機構が求めた書類

提出された交付要望書について、「特別分助成」の選定は、独立行政法人福祉医療機構で設置する審査機関の審議を経て決定、「地方分助成」の選定は、都道府県又は政令指定都市の社会福祉協議会が推薦審査委員会の審議に基づき推薦する事業について、独立行政法人福祉医療機構で設置する審査機関の審議を経て決定、選定結果については平成21年4月上旬を目途に文書をもって、その採否をお知らせします。

最後に

次ページ以降の所定の様式の外、必要添付書類も、記載事項に漏れがないことを確認してください。